

## 道路占用許可申請に係る誓約書

1. 工事に関する費用は、全額申請人（施工者）にて負担します。
2. 工事着手前に警察署長の許可を受け、愛知県工事標準仕様書保安設備設置基準による標識を完備し、交通に支障のないようにします。
3. 工事中に既設工作物を破損した時は、早急に復旧し道路管理者の指示を仰ぎます。
4. 工事着手前に基準点および境界杭（鋳）等を確認しその管理者と協議します。  
万一、亡失および破損した場合は道路管理者に連絡し指示を仰ぎます。
5. 工事の着手・竣工に当たっては、地域住民の了承を得て、道路管理者に届出にて報告します。  
また、竣工については、道路管理者の審査を受けて指示に従います。
6. 工事期間中に生じた一切の事故に対する責任は、申請人（施工者）の負うものとし、適切な処置をします。
7. 排水に支障のないように留意して施工します。
8. 占用物件に起因する道路破損等については、申請人（施工者）の責任において早急に補修します。
9. 道路管理者において占用物件の除去又は移転を必要と認めた場合は、指定期日までに除去又は移転します。  
万一、指定期日までに完了できない場合は、いついかなる方法で除去又は移転されても異議は申さず、その費用は申請人（施工者）にて負担します。
10. この誓約書にない事項については、道路管理者の指示に従い、道路関係法に準拠して施工します。

以上のとおり誓約いたします。

署名

年 月 日